

水産政策の改革のポイント

密漁対策のための罰則強化

近年、悪質な密漁が問題になっています。特に、沿岸域においてナマコ等を狙った密漁は、その行為の態様が極めて悪質化しており、組織的かつ広域的に無秩序な採捕が繰り返され、漁業の生産活動や水産資源に深刻な影響を与えています。

このような密漁の発生状況を踏まえ、犯罪者に対して効果的に不利益を与え、密漁の抑止を図るため、特定の水産動植物（ナマコ、アワビ等を想定）を採捕する者への罰則を新設するなど、罰則を強化します。

【概要】

- ✓ 採捕禁止違反の罪、密漁品譲受等の罪を新設
- ✓ 無許可漁業等の罪について罰則を引上げ
- ✓ 漁業権侵害の罪について罰則を引上げ

採捕禁止違反の罪 密漁品譲受等の罪	無許可漁業等の罪	漁業権侵害の罪
	3年／200万円	20万円
3年／ 3,000万円	3年／ 300万円	100万円

※法定刑は懲役又は罰金

個人に対する罰金の最高額

【効果的な密漁対策】

今回の法改正による3,000万円という罰金額は、個人に対する最高額の罰金であり、水産庁としては、密漁の抑止に極めて大きな効果があると考えています。

悪質な密漁者の検挙に向け、関係機関、関係都道府県の取締機関、漁業関係者等との連携を強化して、今回の改正が効果を発揮するよう努めてまいります。

